



第101期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月23日(火曜日) 午前10時
場所 大阪市北区茶屋町19番1号
梅田芸術劇場 メインホール

contents

招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
招集ご通知添付書類	
事業報告	18
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告書	46
TOPICS〈トピックス〉	51

〔新型コロナウイルス感染拡大の予防について〕

感染リスク防止のため、株主総会の議決権行使は、書面またはインターネットによる事前行使を強く推奨します。

なお当日、株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場ください。

今後、株主総会の運営に変更が生ずる場合は、当社ホームページ (<https://www.h2o-retailing.co.jp>) にてお知らせします。

エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社
(証券コード 8242)

株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

第101期定時株主総会を2020年6月23日(火曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、「楽しい」「うれしい」「おいしい」という価値の創造を通じて、お客様の心を豊かにする暮らしの元気パートナーとして、地域社会と子どもたちや地球の未来に貢献したいというビジョンのもと、「関西ドミナント化戦略」の具現化のため、グループ各社の既存事業を磨くとともに、リアル店舗とデジタルを融合したお客様との新しい関係づくりに取り組んでまいります。

足もとでは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、お客様、お取引先様、従業員らステークホルダーの方々の感染防止の観点から、本年4月以降は、百貨店を中心にファッションや雑貨などの販売の自粛や休業を行う一方で、ライフラインとなる食料品や生活必需品等を扱う食品スーパーや百貨店の食料品売場では店頭販売を続けるなど、当社グループの基本理念である「地域社会になくてはならない存在であり続ける」ことを念頭におき、グループ社員一丸となって取り組んでおります。

不透明な経営環境は続きますが、株主の皆様におかれましては、今後とも何卒より一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長

荒木 直也

H2Oリテイリンググループの基本理念

「地域住民への生活モデルの提供を通して、地域社会になくてはならない存在であり続けること」を企業の基本理念とし、お客様および株主の皆様をはじめ、お取引先、従業員といったステークホルダーの期待にお応えするとともに、社会全体に対し貢献することが企業としての存在意義であると考えています。

株主各位

(証券コード 8242)

2020年6月8日

大阪市北区角田町8番7号
エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社
取締役社長 荒木 直也

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご確認のうえ、2020年6月22日(月曜日)午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時 2020年6月23日(火曜日)午前10時
- 2.場 所 大阪市北区茶屋町19番1号
梅田芸術劇場 メインホール ※末尾ご案内図をご参照ください。
- 3.株主総会の目的事項
 - 報告事項 1. 第101期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類並びに計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第3号議案 役員賞与支給の件
- 4.招集にあたっての決定事項
3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
- ◎事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.h2o-retailing.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。なお、監査等委員会・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに記載の事項になります。
- ◎株主総会前日までに株主総会参考書類並びに事業報告及び連結計算書類、計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<https://www.h2o-retailing.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>)に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



▶ 株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。



▶ 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

行使期限

2020年
6月22日(月)
午後6時到着分まで



▶ インターネット等による議決権行使

当社の指定する議決権行使サイトに、URL (<https://evote.tr.mufg.jp/>) の入力またはスマートフォンから議決権行使書記載のQRコードを読み取る方法によりアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

行使期限

2020年
6月22日(月)
午後6時まで

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

●議決権電子行使プラットフォームのご案内

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、事前の利用申込みをいただくことにより、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

◎当日ご出席の場合は、郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

◎当日代理人によりご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、本総会において議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきますので、ご了承ください。

●インターネット等による議決権行使のご案内

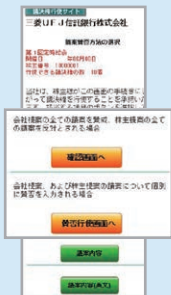


スマートフォンから QRコードを読み取る方法

- ①QRコードを読み取る
スマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙(右下)の
ログイン用QRコードを読み取る



- ②議決権行使方法を選ぶ
議案賛否方法の選択画面が表示
されるので、議決権行使方法を
選ぶ



- ③各議案の賛否を選択
画面の案内に従って各議案の賛
否を選択し、行使完了

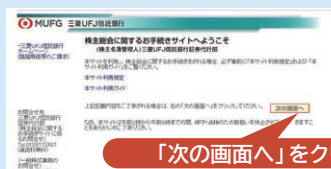
QRコードを読み取る方法による議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は、右記のログインID・仮パスワードを入力する方法により、ログインしてください。

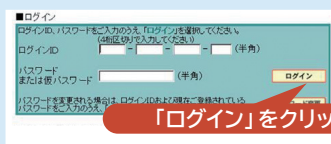


ログインID・仮パスワードを 入力する方法

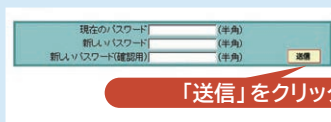
- ①議決権行使サイトにアクセスする
<https://evote.tr.mufig.jp/>



- ②議決権行使書用紙に記載された「ログインID」
および「仮パスワード」を入力



- ③「新しいパスワード」と「新しいパスワード
(確認用)」の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否を入力し、行使完了

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、パケット通信料等)は、株主様のご負担となります。

※議決権行使サイトは、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

議案及び参考事項

取締役の指名及び報酬に関する事項

当社は、当社取締役の指名及び報酬の決定にあたり、指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役候補者の指名及び報酬に関する議案につきましては、当社の定める基本原則を踏まえ、指名・報酬諮問委員会において検討し、取締役会に勧告した後、取締役会にて決定しております。

また、各議案について、監査等委員会において指名・報酬諮問委員会の運営の方法等を確認いたしましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

なお、基本原則に基づき、取締役候補者の選定基準である「取締役の多様性のバランスの考え方」並びに「社外取締役の独立性に関する基準」を以下のとおり定めております。

《ご参考》

「取締役の多様性のバランスの考え方について」

当社グループ内出身の者は、グループ経営戦略、財務・会計、コンプライアンスの立案・推進において適切な能力、経験、知見を有し、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材である者ならびに主要子会社の代表者から選任し、社外から招聘する者は、業種にとらわれない企業経営の経験者、弁護士、当社グループの事業に有益な専門的知識を有する者などから複数を選任し、バランスと多様性を保ちながら、迅速な意思決定ができるよう適切な規模で構成する。なお、監査等委員である取締役については、少なくとも1名は財務・会計の豊富な経験と十分な知見を有する者を選任する。

「社外取締役の独立性に関する基準」

当社の社外取締役が独立性を有していると判断されるためには、当該社外取締役が以下のいずれの基準にも該当しないことを条件とする。

1. 当社および子会社(以下「当社グループ」という。)を主要な取引先とする者(注1)、またはその業務執行取締役、執行役その他これらに準じる者または支配人その他の使用人(以下「業務執行者」という。)である者
2. 当社グループの主要な取引先である者(注2)、またはその業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に、一定額(注3)を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等の専門家
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属し、監査業務を実際に担当する者
5. 当社の主要株主(議決権の10%以上を保有する者をいい、間接保有を含む。)、またはその業務執行者
6. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者

7. 当社グループの業務執行取締役、常勤の監査等委員である取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行者
8. 阪急阪神東宝グループ(当社グループを含む。)の業務執行者
9. 当社グループから一定額(注4)を超える寄付を受けている者、または法人、組合等の団体の場合、その業務執行者
10. 上記1から9に関して過去5年間(ただし、上記8に関して当社グループの業務執行者については、過去10年間)において、該当していた者
11. その配偶者または二親等以内の親族が、上記1から10のいずれか(上記3および4を除き、重要な者(注5)に限る。)に該当する者
12. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における当社グループへの取引先の取引額が1億円または当該取引先の年間連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者をいう。

注2：「当社グループの主要な取引先である者」とは、①当社グループが製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における当社グループの取引先への取引額が当社の年間連結売上高の2%を超える者、および②当社グループが負債を負っている取引先であって、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。

注3：「一定額」とは、①当該専門家が個人として当社グループに役務提供している場合は、直近事業年度における当社グループから収受している対価(役員報酬を除く)について、年間1,000万円、②当該専門家が所属している法人、組合等の団体が当社グループに役務提供している場合は、直近事業年度における当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額について、当該団体の年間総収入金額の2%をいう。

注4：「一定額」とは、直近事業年度において、年間1,000万円をいう。

注5：「重要な者」とは、取締役、執行役、執行役員および部長以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の指名及び報酬の決定にあたり、公正かつ透明性を確保するため、任意の諮問委員会として、監査等委員を含む複数の独立社外取締役と社長で構成される指名・報酬諮問委員会を設置しています。本委員会の本株主総会後の委員構成(予定)は次のとおりです。

委員会メンバー	委員長	番 尚 志(取締役監査等委員、独立社外)
	委員	中 野 健二郎(取締役監査等委員、独立社外)
	委員	荒 木 直 也(代表取締役社長)

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	鈴木 篤 すずき あつし	取締役会長 再任
2	荒木 直也 あらき なおや	代表取締役社長 再任
3	林 克弘 はやし かつひろ	代表取締役副社長 再任
4	角 和夫 すみ かずお	取締役 再任
5	山口俊比古 やまぐちとしひこ	新任



再任

所有する当社の株式の数

24,900株

候補者
番号

1

すずき あつし
鈴木 篤

(1956年4月5日生)

略歴、地位及び担当

1980年4月 株式会社阪急百貨店入社
2000年10月 同 SC事業部統括部長
2003年4月 株式会社阪急ショッピングセンター開発（現株式会社阪急商業開発）
代表取締役専務執行役員
2006年4月 株式会社阪急百貨店執行役員
2008年10月 株式会社阪急阪神百貨店執行役員
2013年4月 同 取締役常務執行役員
2014年3月 当社取締役
2014年4月 当社代表取締役社長
2020年4月 当社取締役会長、取締役会議長（現任）

取締役候補者とした理由

鈴木 篤氏は、2020年3月まで社長を、同年4月以降は会長を務めており、当社における経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



再任

所有する当社の株式の数

11,800株

候補者
番号

2

あらき なおや
荒木 直也

(1957年5月14日生)

略歴、地位及び担当

1981年4月 株式会社阪急百貨店入社
2003年4月 同 郊外店舗開発室長
2004年4月 同 執行役員
2008年10月 株式会社阪急阪神百貨店執行役員
2010年6月 同 取締役執行役員
2012年3月 同 代表取締役社長
2012年6月 当社代表取締役
2020年4月 当社代表取締役社長（現任）
2020年4月 株式会社阪急阪神百貨店代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

荒木直也氏は、当社グループの中核会社である(株)阪急阪神百貨店の社長を経た後、当社社長としてグループ経営戦略において強力なリーダーシップを発揮していることに加え、同氏のこれまでの豊富な経験と実績、見識から、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



再任

所有する当社の株式の数

13,600株

候補者
番号

3

はやし
かつひろ
林 克弘

(1958年1月20日生)

略歴、地位及び担当

1982年4月 株式会社阪急百貨店入社
 2002年4月 同 広報室長
 2005年4月 同 コンプライアンス室長
 2009年6月 当社取締役執行役員
 2009年6月 株式会社阪急阪神百貨店執行役員
 2012年4月 同 取締役執行役員
 2014年4月 当社取締役常務執行役員
 2014年4月 株式会社阪急阪神百貨店取締役常務執行役員
 2015年4月 当社代表取締役専務執行役員
 2015年4月 当社総務人事室担当(現任)、広報室担当
 2015年4月 株式会社阪急阪神百貨店代表取締役専務執行役員
 2017年4月 当社代表取締役副社長(現任)
 2019年11月 株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

林 克弘氏は、経営管理部門等における業務実績と、コンプライアンスの立案・推進における適切な能力、知見を有しているほか、当社グループのコア事業である食品事業の責任者も務めており、同氏のその豊富な経験と実績、見識から、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



再任

所有する当社の株式の数

24,700株

候補者
番号

4

すみ
かずお
角 和夫

(1949年4月19日生)

略歴、地位及び担当

1973年4月 阪急電鉄株式会社(現阪急阪神ホールディングス株式会社)入社
 2000年6月 同 取締役
 2002年6月 同 常務取締役
 2003年6月 同 代表取締役社長
 2007年10月 当社取締役(現任)
 2017年6月 阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長 グループCEO(現任)

重要な兼職の状況

阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役会長 グループCEO
 阪急電鉄株式会社 代表取締役会長
 株式会社アシックス 社外取締役

取締役候補者とした理由

角 和夫氏は、阪急阪神ホールディングス(株)の会長 グループCEOとしての豊富な経営経験を有し、現在も阪急阪神東宝グループの経営戦略の観点から様々な意見、提言等を行っていることから、同氏有能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役(非業務執行)候補者といたしました。



新任

所有する当社の株式の数

3,500株

候補者
番号

5

やまぐち とし ひ こ
山口 俊比古

(1963年8月21日生)

略歴、地位及び担当

1986年 4月	株式会社阪急百貨店入社
2009年 4月	株式会社阪急阪神百貨店 川西阪急店長
2011年 4月	同 有楽町阪急販売サービス統括部長
2011年 8月	同 阪急メンズ東京販売サービス統括部長
2012年 4月	同 阪急メンズ東京店長
2014年 4月	同 執行役員
2018年 4月	同 取締役執行役員
2020年 4月	同 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

山口俊比古氏は、当社グループの中核会社である㈱阪急阪神百貨店において、主要店舗の店長や企画・営業の担当役員を務めた後、同社の社長に就任しており、同氏のこれまでの豊富な経験と実績、見識から、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者としたしました。

- 注1. 取締役候補者角 和夫氏は、阪急電鉄株式会社の代表取締役会長を兼務しており、当社は同社との間で不動産賃貸借の取引を行っております。
2. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、株式会社阪神百貨店との経営統合に伴う持株会社体制への移行にあたり、2007年10月1日をもって、商号を株式会社阪急百貨店からエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に変更するとともに、百貨店事業を新たに設立した「株式会社阪急百貨店」へ承継させる会社分割を行いました。
- また、「株式会社阪急百貨店」は、2008年10月1日をもって、株式会社阪神百貨店を吸収合併し、商号を株式会社阪急阪神百貨店に変更いたしました。

第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名全員が任期満了となります。当社のコーポレートガバナンス体制の更なる強化のため、監査等委員である取締役を1名増員し、5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	こにし としみつ 小西 敏允	取締役 常勤監査等委員 再任
2	ばん なおし 番 尚志	社外取締役 監査等委員 再任 社外 独立
3	なかの けんじろう 中野健二郎	社外取締役 監査等委員 再任 社外 独立
4	いしはら まゆみ 石原 真弓	社外取締役 監査等委員 再任 社外 独立
5	せきぐち のぶこ 関口 暢子	新任 社外 独立

注: 独立 マークの付いている候補者は、前記「社外取締役の独立性に関する基準」の各条件を満たしております。なお、番 尚志、中野健二郎、石原真弓の各氏については東京証券取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。また、関口暢子氏が選任された場合は、同取引所の定める独立役員として指定し、届け出る予定であります。



再任

所有する当社の株式の数

22,900株

候補者
番号

1

こにし としみつ
小西 敏允

(1944年4月17日生)

略歴、地位及び担当

1967年 4月	株式会社阪急百貨店入社
1988年 9月	同 経理部長
2000年 6月	株式会社阪急百貨店取締役
2002年 4月	阪急食品工業株式会社代表取締役社長
2002年 6月	株式会社阪急百貨店顧問
2004年 6月	同 常勤監査役
2007年10月	当社常勤監査役
2008年10月	株式会社阪急阪神百貨店監査役（現任）
2016年 6月	当社取締役常勤監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

株式会社阪急阪神百貨店 監査役

取締役候補者とした理由

小西敏允氏は、約30年にわたって当社の財務・経理業務に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、同氏のこれまでの豊富な経験と実績、見識から、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。



再任

所有する当社の株式の数

10,000株

候補者
番号

2

ばん
尚志

(1946年9月30日生)

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当

1969年4月 三菱倉庫株式会社入社
2000年6月 同 取締役
2001年6月 同 常務取締役
2003年6月 同 代表取締役社長
2008年6月 同 代表取締役会長
2010年6月 同 取締役会長
2013年4月 同 取締役相談役
2013年6月 同 相談役
2015年6月 当社取締役
2016年6月 当社取締役監査等委員（現任）
2018年4月 三菱倉庫株式会社特別顧問（現任）

重要な兼職の状況

三菱倉庫株式会社 特別顧問

社外取締役候補者とした理由

番 尚志氏は、三菱倉庫㈱の社長・会長経験者としての企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から、監査等委員である取締役（社外取締役）として取締役会等において積極的な意見・提言等をいただいております。当社は、同氏の経験等を当社グループの経営の監督及び監査に活かしていただくことにより、当社グループの企業価値向上に寄与いただけると判断し、引き続き監査等委員である取締役（社外取締役）候補者といたしました。同氏については、前記「社外取締役の独立性に関する基準」の条件を満たしていることから、当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。

当社は、保有していた三菱倉庫㈱の株式554,500株のすべてを売却し、2020年3月末日時点で同社の株式を保有しておりません。また、同社におきましても、2020年3月末日時点で当社株式は保有されておりません。



再任

所有する当社の株式の数

2,600株

候補者
番号

3

なかのけんじろう
中野健二郎

(1947年8月13日生)

社外取締役
独立役員

略歴、地位及び担当

1971年4月	株式会社住友銀行入行
1998年4月	同 取締役
2002年6月	株式会社三井住友銀行常務執行役員
2004年6月	同 常務取締役兼常務執行役員
2005年6月	同 専務取締役兼専務執行役員
2006年4月	同 代表取締役兼副頭取執行役員
2008年4月	同 代表取締役副会長
2010年6月	京阪神不動産株式会社（現京阪神ビルディング株式会社） 代表取締役社長
2013年6月	丸一鋼管株式会社社外取締役（現任）
2016年6月	京阪神ビルディング株式会社取締役会長（現任）
2016年6月	当社取締役監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

京阪神ビルディング株式会社 取締役会長
丸一鋼管株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

中野健二郎氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から、監査等委員である取締役（社外取締役）として取締役会等において積極的な意見・提言等をいただいております。当社は、同氏の経験等を当社グループの経営の監督及び監査に活かしていただくことにより、当社グループの企業価値向上に寄与いただくと判断し、引き続き監査等委員である取締役（社外取締役）候補者といたしました。なお、同氏が過去に取締役 に就任していた㈱三井住友銀行は、現在当社の主要取引銀行ですが、同氏が同社の取締役を2010年6月に退任されてから10年が経過しており、その間も同社の顧問等にも就いておられないことから、前記「社外取締役の独立性に関する基準」の条件を満たしています。当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。



再任

所有する当社の株式の数

500株

候補者
番号

4

いしはら
石原

まゆみ
真弓

(1963年5月3日生)

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当

- 1997年 4月 大阪弁護士会弁護士登録
- 1997年 4月 弁護士法人大江橋法律事務所入所
- 2013年 6月 森下仁丹株式会社社外監査役
- 2016年 2月 モリト株式会社社外取締役（現任）
- 2016年 4月 オーエス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2016年 6月 当社取締役監査等委員（現任）
- 2018年 6月 森下仁丹株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

- 森下仁丹株式会社 社外取締役（監査等委員）
- モリト株式会社 社外取締役
- オーエス株式会社 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由

石原真弓氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に携わられた経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識、経験と幅広い見識に基づく視点から、監査等委員である取締役（社外取締役）として取締役会等において積極的な意見・提言等をいただいております。当社は、同氏の経験等を当社グループの経営の監督及び監査に活かしていただくことにより、当社グループの企業価値向上に寄与いただけると判断し、引き続き監査等委員である取締役（社外取締役）候補者いたしました。同氏については、前記「社外取締役の独立性に関する基準」の条件を満たしていることから、当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。



新任

候補者
番号

5

せきぐち のぶこ
関口 暢子

(1968年7月3日生)

社外取締役
独立役員

略歴、地位及び担当

2005年11月 株式会社カプコン入社
2007年10月 同 経理部長
2011年4月 同 執行役員経営企画統括
2016年4月 同 常務執行役員経営企画・人事本部長
2019年3月 同社退社
2019年6月 株式会社ダスキン社外取締役(現任)

所有する当社の株式の数

0株

重要な兼職の状況

株式会社ダスキン 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

関口暢子氏は、事業会社や経営コンサルタントを経験後、(株)カプコンにおいて経理や経営企画業務、人事制度改革を担当されており、同氏の経験等を当社グループの経営の監督及び監査に活かしていただくことにより、当社グループの企業価値向上に寄与いただけると判断し、監査等委員である取締役(社外取締役)候補者といたしました。同氏については、前記「社外取締役の独立性に関する基準」の条件を満たしていることから、当社は、同氏が選任された場合は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、届け出る予定であります。

- 注1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 当社の社外取締役に就任してからの在任期間
番 尚志氏が社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は5年であります。
また、中野健二郎、石原真弓の両氏が社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は4年であります。
 - (2) 責任限定契約の概要
当社は、番 尚志、中野健二郎、石原真弓の各氏との間で会社法第423条第1項に定める責任について、法令が定める額を限度とする契約を締結しており、本議案をご承認いただき各氏が選任された場合には、当該契約は継続となります。
また、当社は、関口暢子氏について、本議案をご承認いただき同氏が選任された場合には、同氏との間で会社法第423条第1項に定める責任について、法令が定める額を限度とする契約を締結する予定であります。
3. 当社は、株式会社阪神百貨店との経営統合に伴う持株会社体制への移行にあたり、2007年10月1日をもって、商号を株式会社阪急百貨店からエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に変更するとともに、百貨店事業を新たに設立した「株式会社阪急百貨店」へ承継させる会社分割を行いました。
また、「株式会社阪急百貨店」は、2008年10月1日をもって、株式会社阪神百貨店を吸収合併し、商号を株式会社阪急阪神百貨店に変更いたしました。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期の業績、従来の役員賞与金、その他諸般の事情を総合的に勘案し、当期末時の取締役のうち4名（鈴木 篤、荒木直也、林 克弘、森 忠嗣の各氏）に対し総額1,935万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の連結業績

	金額 (百万円)	前期比 (%)
売上高	897,289	96.8
営業利益	11,171	54.7
経常利益	11,831	55.3
親会社株主に帰属する当期純損失	△13,150	—

当連結会計年度における当社グループの連結業績は、第2四半期までは、堅調な国内消費や活発なインバウンド消費に加え、消費増税前の駆け込み需要もあり、前年同期を上回りました。しかしながら、第3四半期以降は、10月の消費増税後の消費マインドの低迷や暖冬の影響、そして第4四半期には新型コロナウイルス感染症の拡大により、百貨店など一部店舗で営業時間の短縮や一部営業を自粛したことなどが大きく影響し、通期の連結売上高は897,289百万円(前期比96.8%)となりました。

百貨店事業

百貨店事業の業績

	金額 (百万円)	前期比 (%)
売上高	473,225	95.7
営業利益	11,486	64.1

阪急本店では、第2四半期まではファッション

連結営業利益は、売上高の減少に伴う粗利益の低下、イズミヤ株式会社の店舗の建て替えによる一時休業、株式会社阪急阪神百貨店における阪神梅田本店第I期棟の減価償却費の増加などにより、11,171百万円(前期比54.7%)、連結経常利益は11,831百万円(前期比55.3%)となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、イズミヤ株式会社、株式会社阪急オアシスの店舗等の減損損失として14,196百万円を計上したほか、イズミヤ株式会社の事業モデル転換に伴う早期退職の実施等により事業構造改革費用として3,854百万円など、特別損失を合計22,875百万円計上したことにより、13,150百万円の損失となりました。

各セグメントの概況は次のとおりです。

を中心に国内・インバウンド需要とも堅調に推移し、さらに、10月の消費増税前の駆け込み需要により売上が伸長しましたが、第3四半期以降は増税後の反動と暖冬の影響などにより衣料品の販売が苦戦するとともに、第4四半期は

新型コロナウイルス感染症の防止のための営業時間の短縮や営業の自粛を行ったことにより、売上高前期比は96.2%となりました。

また、阪神梅田本店では、2018年6月の第Ⅰ期棟開業景気の反動に加え、阪急本店と同様に営業自粛等の影響を受けたことにより、売上高前期比は90.2%となりました。

一方、支店では、2019年10月に屋号を変更した神戸阪急(旧・そごう神戸店)と高槻阪急(旧・西武高槻店)において、食料品売場の改装などが奏功するとともに、郊外店舗では、営業自粛等の影響はあったものの、食料品売場を中心に落ち込み幅は抑えることができました。

また、売上の減少に伴う粗利の減少に加え、阪神梅田本店の減価償却費や神戸阪急及び高槻阪急の屋号変更や改装などの一時費用が増加したことなどにより、減収減益となりました。

※2019年10月1日付で神戸阪急(旧・そごう神戸店)及び高槻阪急(旧・西武高槻店)の事業を株式会社阪急阪神百貨店へ移管したため、当期より神戸・高槻事業を百貨店事業に統合しております。なお、百貨店事業の前期比については、かかる統合後の区分に基づき、前期実績を組み替えて比較しております。



2019年10月1日付で屋号を変更した「神戸阪急」と「高槻阪急」

食品事業

食品事業の業績

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	354,115	96.3
営業損失	△2,503	—

イズミヤ株式会社では、店舗の建て替え工事や業態変更を継続して進めており、当期は、和泉

府中店(大阪府泉大津市)、花園店(大阪市西成区)、洛北阪急スクエア店(京都市左京区)など計5店舗を建て替え・改装オープンし、5月に新中条店(大阪府茨木市)を出店しました。しかしながら、競合店との競争の激化により既存店の売上が苦戦するとともに、総合スーパー(GMS)

の事業モデル転換の推進による衣料品や住居関連品など非食品部門の面積縮小等が売上・利益ともに影響し減収となり、前期に引き続き営業損失となりました。

株式会社阪急オアシスでは、福島ふくまる通り57店(大阪市福島区)、キセラ川西店(兵庫県川西市)を新規出店したほか、2018年6月の大阪府北部地震により休業していた茨木東奈

良店(大阪府茨木市)及び南茨木店(同)が営業を再開しました。同社では、価格政策の見直しを推進し、利益率の改善を図りましたが、競合環境の激化等により既存店の売上が伸び悩み、減収減益となりました。

これらの結果、食品事業全体では減収減益となりました。

不動産事業

不動産事業の業績

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	8,725	99.9
営業利益	4,141	96.7

大阪・千里中央地区の商業施設セルシーの信託受益者である合同会社サントルでは、再開発のため2019年5月末でセルシーを閉館したことに伴い、テナント賃料収入が減少し減収となりました。また、株式会社阪急商業開発では、12月に洛北阪急スクエア(京都市左京区、旧・カナート洛北)が増床リニューアルオープンし、周辺地域のお客様から好評を得ておりますが、リニューアルに伴う一時休業や開業費用及び減価償却費の増加等により営業損失となりました。

これらの結果、不動産事業全体では減収減益となりました。



2019年12月に増床オープンした「洛北阪急スクエア」



上：洛北阪急スクエア内のフードコート「Square Dining」
下：「デイリーカナートイズミヤ洛北阪急スクエア店」

その他事業

その他事業の業績

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	61,222	109.4
営業利益	2,903	57.7

その他事業では、当期よりコンビニエンスストア等を運営する株式会社アズナス及びパンの販売やカフェの運営を行う株式会社阪急フレッズを連結子会社化した一方で、株式会社家族亭と株式会社サンローリーを、2020年2月1日付で、株式交換によりSRSホールディングス株式会社に譲渡しました。

株式会社ペルソナでは、キャッシュレス・

消費者還元事業によりクレジット取扱高が拡大し、また、株式会社阪急建装では、飲食テナントやホテルの内装受注が拡大したことにより増収増益となりました。しかしながら、ビジネスホテル「アワーズイン阪急」を運営する株式会社大井開発では、第3四半期までは引き続き高い客室稼働率を維持しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による観光客及び出張者利用の大幅な減少に伴い減益になるとともに、持株会社である当社において、子会社からの受取配当額が減少したことなどにより、その他事業全体では増収減益となりました。

事業別セグメントの業績及び連結業績

(単位：百万円)

	百貨店事業	食品事業	不動産事業	その他事業	調整額	連結
売上高	473,225	354,115	8,725	61,222	—	897,289
営業利益 又は損失	11,486	△2,503	4,141	2,903	△4,856	11,171

(2) 設備投資の状況

当期に実施しました企業集団の設備投資の総額は35,125百万円で、その主なものは、百貨店事業における阪急うめだ本店、神戸阪急及び高槻阪急改装工事、食品事業におけるイズミヤ及び阪急オアシス既存店売場改装・新規出店工事などであります。

(3) 資金調達の状況

当期において、特記すべき資金調達は行っておりません。なお、資金需要に機動的に対応するため、主要取引銀行とのコミットメント契約を含め十分な手元流動性を確保しております。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

2019年8月1日付で、当社子会社である株式会社アズナスは、株式会社エキ・リテール・サービス阪急阪神より、コンビニエンスストア事業及び駅売店事業を吸収分割により承継いたしました。

(5) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2020年2月1日付で、当社子会社であった株式会社家族亭及び株式会社サンローリーは、両社とSRSホールディングス株式会社との間の株式交換契約により、同社の子会社となりました。なお、当社は、同社との資本業務提携に基づき、市場買付及び上記株式交換により交付を受けた同社株式を含め、2020年3月末現在、同社の発行済株式総数の7.36%の株式を取得しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、「楽しい」「うれしい」「おいしい」の価値創造を通じお客様の心を豊かにする暮らしの元気パートナー、として地域社会と子どもたちや地球の未来に貢献したいという新たなビジョンを打ち出し、グループ全体の競争力を高め、個別の事業を推進してまいります。

関西エリアにおいて、百貨店、食品スーパー、専門店など多彩な顧客接点を持つ特性を活かし、リアル店舗とデジタルを融合したお客様との新しい関係づくりとビジネスモデル構築を図り、独自の価値提供を通じて、関西ドミナント化戦略の具現化を進めてまいります。

さらに、コア事業である「都市大型商業」と「食品事業」の磨き上げと強化も併せて、関西におけるマーケットシェア拡大を実現してまいります。

具体的に「都市大型商業」では、グループのハブ拠点である阪急本店と阪神梅田本店を中心に、非日常性やショッピング体験の楽しさを追求し、リアル店舗ならではの「買物の楽しさ」を提供してまいります。また、2020年秋に開業を予定している商業施設・寧波阪急(中華人民共和国浙江省寧波市)や、阪神梅田本店の建て替え、千里中央地区再開発など中長期のプロジェクトも継続して

推進してまいります。

「食品事業」では、主力の食品スーパーの競争力強化と収益向上をさらに進めてまいります。その一環として、2020年4月1日付で、イズミヤ株式会社を食品スーパー事業と、店舗の施設運営及び衣料品等の販売事業、そして医薬品、化粧品等の販売事業を行う3社に分社化しました。今後は、イズミヤ株式会社と株式会社阪急オアシス両社の食品スーパーのオペレーションの統合を進め、マーケット対応力を高めた店舗モデルの構築と標準化・省力化を加速していきます。

一方、足もとでは本年2月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い社会環境・経済環境が急激に変化し、いまだかつて経験したことのない状況に直面しております。

イズミヤやオアシスなど食品スーパーは営業継続しているものの、主力の百貨店事業では3月より全店で時間短縮営業を開始、4月の緊急事態宣言発令以降は全店休業（食品売場は一部営業継続）に入るなど異例の事業展開により大幅に収益力が低下しております。現段階で今後の状況変化やそれに伴う消費や購買の予測を立てづらく、収益の回復状況を合理的に見積もることは困難な状況であります。

当面は、各事業において、政府・自治体の要請を踏まえて適宜事業展開を図り、お客様と従業員の安全と健康を優先した営業を行ってまいります。また、足もとでは販促費や活動費だけでなく、固定費も含めたコストの圧縮や投資計画の見直しも含め、経営効率化に取り組んでまいります。

そして、今回の外出自粛やテレワーク、オンラインでのショッピングやコミュニケーションの定着など消費者のライフスタイルやワークスタイルの変化などアフターコロナの時代を見据えた新しいビジネススタイルの開発や働き方改革に取り組むとともに、地域社会や地球環境への貢献を軸に社会的価値を高めて、持続的に成長できる企業集団を目指してまいります。

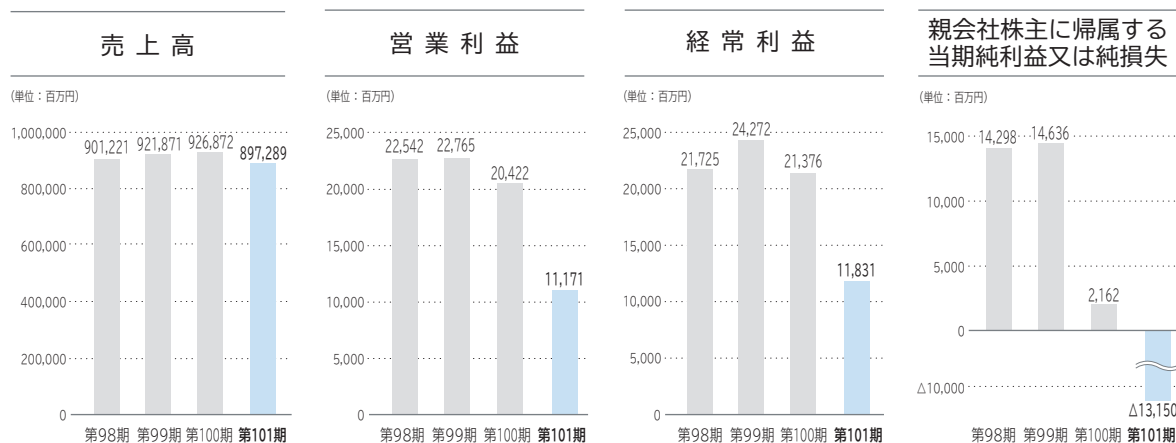
今後、新型コロナウイルス感染症の動向によりましては、社会的・経済的な大きな変化がさらに生じる可能性があります。その際、当社グループに大きな影響を及ぼすリスクや対応策及び事業計画等に変更等が生じる場合は、適宜公表してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(7) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第98期 (2016年4月 ～2017年3月)	第99期 (2017年4月 ～2018年3月)	第100期 (2018年4月 ～2019年3月)	第101期(当期) (2019年4月 ～2020年3月)
売 上 高 (百万円)	901,221	921,871	926,872	897,289
営 業 利 益 (百万円)	22,542	22,765	20,422	11,171
経 常 利 益 (百万円)	21,725	24,272	21,376	11,831
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失 (百万円)	14,298	14,636	2,162	△13,150
1株当たり当期純利益 又 は 純 損 失 (円)	115.84	118.54	17.50	△106.38
総 資 産 (百万円)	639,305	659,582	663,335	586,904
純 資 産 (百万円)	264,323	280,807	279,603	244,634

- 注1. 第100期(2018年4月～2019年3月)において、商業施設セルシー及びイズミヤ株式会社の店舗建て替え・閉鎖等に伴う店舗等閉鎖損失や、不採算店舗の減損損失など特別損失を合計14,221百万円計上しました。
2. 2017年10月1日付でそごう神戸店(現・神戸阪急)及び西武高槻店(現・高槻阪急)に関する事業を承継いたしました。
3. 1株当たり当期純利益又は純損失は、自己株式を除いた期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を前連結会計年度の期首から適用しており、2017年度以前の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。



(8) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社阪急阪神百貨店	200	100.0	百貨店
株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ	100	100.0	食品事業の経営企画・管理
イズミヤ株式会社	100	100.0	総合スーパー、食品スーパー
株式会社阪急オアシス	100	100.0	食品スーパー
株式会社エイチ・ツー・オー アセットマネジメント	100	100.0	不動産の管理・開発
株式会社阪急商業開発	50	100.0	不動産賃貸
株式会社大井開発	100	100.0	ホテル

注1. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

2. イズミヤ株式会社は、「(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項③」に記載のとおり、2020年4月1日付で、店舗の施設運営及び衣料品等の販売事業を株式会社エイチ・ツー・オー商業開発に、医薬品、化粧品、日用雑貨等の販売事業を株式会社CFIZに、それぞれ吸収分割により分社しました。

(9) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業別セグメント	事業内容
百貨店事業	百貨店
食品事業	総合スーパー、食品スーパー、食料品の製造・加工
不動産事業	ショッピングセンターの開発・運営・管理、 不動産の賃貸・管理、駐車場の保守管理
その他事業	ホテルの経営、店舗工事の請負、会員制個別宅配、人材派遣、 クレジットカード事業

(10) 主要な事業所及び店舗等 (2020年3月31日現在)

① 当社の事業所

本社(大阪市北区)

② 子会社の主要な店舗等

会社名	主要な店舗等
株式会社阪急阪神百貨店	阪急百貨店12店舗 阪急本店(大阪市北区) その他支店11店舗(大阪府・兵庫県・福岡県・東京都・神奈川県)
	阪神百貨店 4店舗 阪神梅田本店(大阪市北区) その他支店 3店舗(兵庫県)
イズミヤ株式会社	イズミヤ、デイリーカナート 84店舗(大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・和歌山県他)
株式会社阪急オアシス	阪急オアシス 78店舗(大阪府・兵庫県・京都府・滋賀県)
株式会社阪急商業開発	モザイクボックス(兵庫県) 洛北阪急スクエア、京都アバンティ(京都府) モザイクモール港北(神奈川県)
株式会社大井開発	阪急大井町ガーデン・アワーズイン阪急(東京都)

(11) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

事業別セグメント	従業員数(名)	前期末比増減(名)
百貨店事業	4,195 (949)	174 (△433)
食品事業	3,399 (10,560)	△125 (△50)
不動産事業	348 (909)	△5 (△103)
その他事業	1,628 (2,873)	△108 (61)
合計	9,570 (15,291)	△64 (△525)

注1. 上記従業員数は就業人員数を記載しております。

2. 上記従業員数の()内は、臨時雇用者数の年間平均人員数を示しております。

3. 2019年10月1日付で神戸阪急(旧・そごう神戸店)及び高槻阪急(旧・西武高槻店)の事業を株式会社阪急阪神百貨店へ移管したことにより、当期より神戸・高槻事業を百貨店事業に統合しております。なお、百貨店事業の前期末比増減については、かかる統合後の区分に基づき、前期の従業員数を組み替えて比較しております。

(12) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	34,500
株式会社三井住友銀行	18,900
株式会社りそな銀行	13,000
農林中央金庫	11,500
信金中央金庫	10,000
株式会社京都銀行	9,000
三井住友信託銀行株式会社	7,000
株式会社池田泉州銀行	6,500

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ①当社グループ内の百貨店事業再編のため、2019年10月1日付で、そごう神戸店及び西武高槻店に関する事業を、株式会社エイチ・ツー・オー アセットマネジメントから株式会社阪急阪神百貨店へ吸収分割により承継し、同日付で屋号をそごう神戸店から「神戸阪急」、西武高槻店から「高槻阪急」へと変更しました。また、当期より神戸・高槻事業を百貨店事業に統合しております。
- ②2020年2月1日付で、当社子会社であった株式会社家族亭及び株式会社サンローリーは、SRSホールディングス株式会社との間の株式交換契約により、同社の子会社となりました。
- ③中期計画の重点施策である「イズミヤGMSモデル転換」の一環として、2020年4月1日付で、イズミヤ株式会社を食品スーパーの運営を行う会社とし、その他の事業について、店舗の施設運営及び衣料品等の販売事業を株式会社エイチ・ツー・オー商業開発に、医薬品、化粧品、日用雑貨等の販売事業を株式会社CFIZに、それぞれ吸収分割により分社しました。なお、当社は、同日付で株式会社CFIZの発行済株式数の51%にあたる1,020株を株式会社ココカラファインへ譲渡しました。
- ④新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、株式会社阪急阪神百貨店が運営する百貨店の各店舗では、2020年3月上旬より、営業時間の短縮を開始しましたが、同年4月7日に政府より発令された緊急事態宣言を受け、同年4月8日からは阪急メンズ大阪、阪急メンズ東京及び三田阪急を全館休業し、阪急うめだ本店、阪神梅田本店及びその他の支店においては、ファッションを中心に一部フロアを閉鎖し、営業時間を短縮したうえで食料品売場のみ営業をするなど、状況に応じた対応を行っております。

2. 会社の株式に関する事項(2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

150,000,000株

(2) 発行済株式の総数

125,201,396株(うち自己株式 1,558,219株)

(3) 株主数

43,763名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
阪神電気鉄道株式会社	14,749	11.93
阪急阪神ホールディングス株式会社	10,336	8.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,274	5.88
株式会社高島屋	6,259	5.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,256	4.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,528	2.85
イズミヤ共和会	2,737	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,909	1.54
H2Oリテイリンググループ従業員持株会	1,668	1.35
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,414	1.14

注. 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.h2o-retailing.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>)に掲載しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2020年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鈴木 篤	代表取締役社長	
荒木 直也	代表取締役 百貨店事業担当	株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役社長
林 克弘	代表取締役副社長 総務人事室・広報室担当	株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役専務執行役員 株式会社エイチ・ツー・オー食品グループ 代表取締役社長
角 和夫	取締役	阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役会長 グループCEO 阪急電鉄株式会社 代表取締役会長 株式会社アンックス 社外取締役 株式会社東京楽天地 社外取締役
森 忠嗣	取締役 常務執行役員 経営企画室長 財務室・システム企画室担当	株式会社阪急阪神百貨店 執行役員 株式会社梅の花 社外取締役(監査等委員)
小西 敏允	取締役常勤監査等委員	株式会社阪急阪神百貨店 監査役
番 尚志	取締役監査等委員	三菱倉庫株式会社 特別顧問
中野 健二郎	取締役監査等委員	京阪神ビルディング株式会社 取締役会長 丸一鋼管株式会社 社外取締役
石原 真弓	取締役監査等委員	弁護士 森下仁丹株式会社 社外取締役(監査等委員) モリト株式会社 社外取締役 オーエス株式会社 社外取締役(監査等委員)

- 注1. 取締役監査等委員番 尚志、中野健二郎、石原真弓の各氏は、社外取締役であります。
- 当社は東京証券取引所に対し、番 尚志、中野健二郎、石原真弓の各氏を独立役員として届け出ております。
 - 当社は、監査等委員の監査の実効性を確保するため、小西敏允氏を常勤の監査等委員に選定しております。
 - 取締役常勤監査等委員小西敏允氏は、約30年にわたって当社の財務・経理業務に携わり、経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当期中の役員の異動
- ・退任
第100期定時株主総会(2019年6月20日開催)の終結をもって、取締役四條晴也氏は任期満了により退任いたしました。
2019年10月7日付で、取締役八木 誠氏は辞任により退任いたしました。
6. 責任限定契約の内容の概要
- 当社は、取締役監査等委員番 尚志、中野健二郎、石原真弓の各氏と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める限度額であります。

<ご参考> 2020年4月1日現在の役員の状況

氏名	地位及び担当
鈴木 篤	取締役会長 取締役会議長、海外事業推進室担当
荒木 直也	代表取締役社長
林 克弘	代表取締役副社長 食品事業担当、総務人事室担当
角 和夫	取締役
森 忠嗣	取締役執行役員 経営企画室・IT推進室担当
小西 敏允	取締役常勤監査等委員
番 尚志	取締役監査等委員
中野 健二郎	取締役監査等委員
石原 真弓	取締役監査等委員
黒松 弘育	常務執行役員 不動産事業担当、開発室長
宇野 賢次	執行役員 事業推進室長
今井 康博	執行役員 海外事業推進室海外事業推進担当
渡 邊 学	執行役員 経営企画室長、財務室担当

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬制度の概要

当社の業務執行取締役及び執行役員（以下「業務執行取締役等」といいます）の報酬等は、短期及び中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めるため、月例の基本報酬と単年度の業績等を反映した年次賞与及び株価に連動する株式関連報酬を組み合わせた報酬体系としており、社外取締役及び監査等委員である取締役（以下「非業務執行取締役」といいます）については、月例の基本報酬のみとしておりましたが、2019年度から始まる新中期計画の策定を機に、以下の方針を基に新たな株式報酬制度を導入し、併せて対象者の見直しを行いました。

- ・当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること
- ・業務を執行する取締役・執行役員の中期計画の目標達成の動機付けとなること
- ・当社グループのミッション達成と持続的成長の実現に適う人材の確保につながること
- ・株主との意識の共有や株主重視の意識を高めるものであること

取締役等の報酬につきましては、指名・報酬諮問委員会の検討を経て、取締役会が株主総会に提出する議案の内容及び個人別の報酬額を定めるものとします。ただし、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって定めるものとします。

指名・報酬諮問委員会は、当社の取締役等の個人別の報酬額についての審議においては、業種を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準、及び当社における他の役職員の報酬の水準等も考慮するものとします。

各報酬及び対象者は次のとおりとし、業務執行取締役等の報酬構成は、月例の基本報酬約50%、年次賞与及び株式報酬約50%を目安といたします。

<基本報酬>

月例の基本報酬については、それぞれの職責、役位に応じた報酬設定とし、業務執行取締役等については、連結営業利益額のステージに応じた報酬テーブルを基礎にし、毎年4月に前年度の評価に応じて改定します。なお、非業務執行取締役については、それぞれの役割に応じて設定した報酬を支給します。

<賞与>

1事業年度の連結業績に応じた報酬とし、主に連結営業利益の達成度合いと連動し、親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し、役位、評価に応じて決定いたします。なお、毎年、株主総会において承認を得るものといたします。また、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益は単年度業績の目標指標であるため、業績連動報酬の指標として選択しております。

<株式報酬型ストックオプション>

次の2種類の株式報酬型ストックオプションとします。

・勤続条件付株式報酬型ストックオプション

新株予約権の割当て対象者が、当社及び当社子会社の取締役(監査等委員を含む)、監査役、執行役員等役員のいずれの地位をも喪失(ただし、任期満了による退任その他当社が認める正当な理由がある場合に限る)後より行使できる新株予約権を、業務執行取締役等及び非業務執行取締役に対して、役位に応じて毎年付与します。

・業績連動条件付株式報酬型ストックオプション

中期計画に掲げる経営指標その他の当社取締役会が予め定める指標(連結売上高、各段階利益、ROE、ROIC等)について、中期計画の最終年度の当該指標の達成度に応じて、割当てられた新株予約権の0~100%の範囲で権利行使可能な個数を確定し、当社及び当社子会社の取締役(監査等委員を含む)、監査役、執行役員等役員のいずれの地位をも喪失(ただし、任期満了による退任その他当社が認める正当な理由がある場合に限る)後より行使できる新株予約権を、業務執行取締役等に対して、役位に応じて毎年付与します。

2019年7月割当て分の業績連動指標は以下のとおりとし、中期計画の最終年度である2021年度の結果により判定します。また、連結経常利益は中期計画の利益目標指標の1つであり、また連結ROICは資本効率性の指標であることから、この2指標を業績連動報酬の指標として選択しております。

2019年度～2021年度の業績連動基準

指標	2021年度目標数値	ウエイト
①連結経常利益	250億円	50%
②連結ROIC	4.0%	50%

なお、株主総会決議に基づく報酬額限度額は、次のとおりであります。

- 1) 基本報酬の総額は、第97期定時株主総会(2016年6月22日開催)において、監査等委員である取締役を除く取締役は年額3億円以内(うち、社外取締役分は5,000万円以内)、監査等委員である取締役は年額9,000万円以内と決議いただいております。
- 2) 賞与は、株主総会において毎回決議しております。
- 3) 株式報酬型ストックオプションは、第100期定時株主総会(2019年6月20日開催)において、上記1)の年額報酬額とは別枠で、以下のとおり決議いただいております。
 - ・ 監査等委員である取締役を除く取締役に対する報酬額の総額
年額1億2,900万円以内(うち社外取締役分は900万円以内)と決議いただいております。そのうち、勤続条件付株式報酬型ストックオプションは年額9,300万円以内(うち社外取締役分は900万円以内)、業績連動条件付株式報酬型ストックオプションは年額3,600万円以内です。
 - ・ 監査等委員である取締役に対する報酬額の総額
年額2,250万円以内と決議いただいております。

② 当期に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			
			基本 報酬	株式報酬型ストックオプション		賞与
				勤続	業績連動	
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	6 (1)	167 (4)	120 (4)	19 -	7 -	19 -
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4 (3)	57 (29)	53 (27)	3 (2)	- -	- -
合計 (うち社外取締役)	10 (4)	225 (34)	174 (31)	23 (2)	7 -	19 -

注. 上記の報酬等の額のうち賞与については、第101期定時株主総会において決議予定分を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の重要な兼職の状況は、「(1) 取締役の状況」に記載のとおりです。また、兼職先と当社との間には、開示すべき特別な関係はございません。

② 特定関係事業者との関係

記載すべき事項はございません。

③ 社外役員の当期における主な活動状況等

区 分	氏 名	当期における主な活動状況
取 締 役 監 査 等 委 員	番 尚 志	当期開催の取締役会(書面決議を除く)11回及び監査等委員会12回の全てに出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。また、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、同委員会において適切な助言を行い、経営陣の人事・報酬に関する透明性、客観性の向上に努めております。
取 締 役 監 査 等 委 員	中 野 健 二 郎	当期開催の取締役会(書面決議を除く)11回の全て及び監査等委員会12回のうち11回に出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。また、2019年10月31日付で指名・報酬諮問委員会の委員に就任し、同委員会において適切な助言を行い、経営陣の人事・報酬に関する透明性、客観性の向上に努めております。
取 締 役 監 査 等 委 員	石 原 真 弓	当期開催の取締役会(書面決議を除く)11回及び監査等委員会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的立場から、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。

注. 社外取締役監査等委員番 尚志、中野健二郎、石原真弓の各氏は、日頃から取締役会等において、コンプライアンス等の観点から発言を行っており、その職責を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
報酬等の額	63百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	220百万円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査時間、内容の分析・評価、及び監査報酬の推移並びに他社との比較の検証を行い、会計監査人の資質を量る面接を実施し、監査計画における監査項目別監査時間・要員計画、重要監査項目の監査手続き、報酬見積もりの算出根拠・算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当期において、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「財務デューデリジェンス」を委任いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の継続監査年数や報酬額等を勘案し、監査の品質及び効率が低下するおそれがあり、かつ、改善の見込みがない場合や、会計監査人の評価を踏まえ監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【コンプライアンス】

当社グループの役員及び社員が当社グループの基本方針、倫理・法令・ルール等に基づき行動するための基本姿勢を「H₂Oリテイリンググループ行動規範」として定めるとともに、「グループコンプライアンス規程」を制定し、当社グループのコンプライアンス推進に関する基本方針並びにルールを定めます。また、コンプライアンスの推進等に必要な知識と経験を有する社外取締役を選任いたします。

コンプライアンス体制の構築・整備を推進することを目的として「グループコンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社及び当社グループ各社におけるコンプライアンス推進の責任者として各社の社長(当社・株式会社阪急阪神百貨店・イズミヤ株式会社・株式会社阪急オアシスは総務担当役員)をコンプライアンス担当に任命し、コンプライアンスに関わる諸施策の推進及び情報の共有化を図ります。

内部通報制度を設置するとともに、当社グループの役員及び社員が法令違反行為または不正行為を行った場合における懲戒処分に関するルールを定めます。

また、内部監査担当を設置し、内部監査に関する規程に従い、当社グループの内部監査を実施いたします。

【財務報告の信頼性を確保するための体制の整備】

当社及び当社グループ各社において財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備、運用を行い、当社において、金融商品取引法及び関係法令の定めに基づき、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を実施いたします。

【反社会的勢力の排除に向けた体制の整備】

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力などからの不当な要求には一切応じないことを「H₂Oリテイリンググループ行動規範」において明確にするとともに、警察、弁護士など外部の専門家との連携を強化し、反社会的勢力との関係遮断のための必要な体制を整備いたします。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る社内文書、その他の情報について、法令等に基づき、保管方法、保存期間等を定めた各種規定を制定し、適切に保存・管理を行います。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【リスク管理体制】

リスク発生の予防対策、リスク発生時の報告、発生リスクへの対応の原則、対応策の実施等を骨子とする「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理に関する基本方針並びにルールを定めます。

リスクの未然防止とリスク発生時の損失最小化を図るため、「グループコンプライアンス委員会」において、当社グループにおけるリスク情報の収集・対応策の策定並びに当社グループ各社が事業の特性に応じたリスク対策を自発的かつ計画的に講じる仕組みを構築するとともに、当社グループのリスクに関する情報の共有化を図るための体制を整備いたします。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の監督責任と執行役員の執行責任の明確化及び取締役の職務執行の効率化を図るため、当社及び当社グループ各社に、執行役員制度を導入するとともに、当社及び当社グループ各社の経営上の意思決定を効率的に行うための機関としてグループ経営会議を設置いたします。また、月次・四半期の業績管理を行うとともに、取締役会及びグループ経営会議において、事業計画の進捗状況を検証し、必要に応じて目標を修正いたします。また、職制に基づく所管事項または受命事項の処理に関する手続きを定めた「決裁規程」を整備し、権限と責任の所在を明確にいたします。

5) 当社グループ各社の当社への報告に関する体制、その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」を定め、当社グループ各社における経営計画及び重要な営業政策、業務執行についての当社への報告ルールを定めるものとし、当該事項につき、当社規程に従いグループ経営会議及び当社取締役会に付議いたします。

なお、当社の内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制は、当社グループ全社を対象といたします。

- 6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフ（以下「監査等委員会専任スタッフ」といいます）を任命いたします。また、監査等委員会専任スタッフは、監査等委員でない取締役の指揮命令に服さないものといたします。

- 7) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員と代表取締役、監査等委員と各スタッフとの会合、グループ監査役連絡会（当社からは監査等委員が出席）の定例開催、グループ経営会議その他の重要会議への監査等委員の出席、重要案件に関する決裁書及びグループ経営会議・各種委員会の議事録の回覧等を行います。

当社グループの役員及び社員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとし、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに当該会社の監査等委員または監査役に報告し、報告を受けた監査等委員または監査役は直ちに当社監査等委員会に報告いたします。

当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理、内部通報制度等に関する当社監査等委員会への報告を定期的に行います。

また、当社グループの監査等委員会または監査役へ報告を行った当社グループの役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底いたします。

- 8) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会専任スタッフを当社グループ各社の監査役として任命いたします。

監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、法令に基づき、速やかにその費用等について負担いたします。また、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に係る予算を毎年設けます。

② 当期における運用状況の概要

- 1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「H₂Oリテイリンググループ行動規範」「グループコンプライアンス規程」を定めるとともに、当社グループ各社が遵守すべき基本事項をまとめたグループ運営ルールを整備し、周知徹底を図っております。
当期におきましては、取締役会実効性評価の分析・結果を踏まえ、議案資料の見直しや提供時期の早期化に取り組むとともに、取締役会に付議される決議・報告事項だけでなく、中長期的な経営課題等に関して、自由に意見交換や情報共有ができる場を設け、取締役会の審議のさらなる充実と活性化を図りました。
- 2) 当社は、コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組みとして、公正取引、品質管理、情報セキュリティに関する各種グループ委員会において、各分野における諸施策の推進及び情報の共有化を図っております。
当期は関係法令の改正を見据えた対応として、コンプライアンス推進の責任者であるグループ各社の社長やハラスメント防止を推進する実務者等を対象に、パワーハラスメントを中心としたハラスメント防止のための基本知識から実務対応に関する勉強会を実施しました。また、同一労働・同一賃金に向けた対応方針を策定し、グループ各社に周知するとともに、民法や個人情報保護法等の改正内容について共有化を図りました。
また、グループ各社の事業の特性に応じたリスク対策を自発的かつ計画的に講じる仕組みを構築するための取り組みとして、前期に引き続き、グループ各社のリスクの検証及びヒアリングを実施し、前年度からの各社取り組みの進捗状況の確認に加え、継続課題や新たに確認された課題を踏まえ、グループコンプライアンス連絡会での情報の共有や対応方針の周知等によりリスクの低減化を図りました。
内部通報制度「コンプライアンスホットライン」につきましては、当社及び中核会社において通報窓口を設置し、継続的に運用するとともに、その状況については、代表取締役及び常勤監査等委員へ定期的に報告しております。
財務報告の信頼性を確保するための取り組みとしては、全社統制において株式会社阪急商業開発と株式会社アズナスを評価範囲に加え、両社の内部統制の整備・評価を新たに行うなど、当社グループ全体の統制状況の評価と、業務プロセス統制において従来の株式会社阪急阪神百貨店とイズミヤ株式会社の2社に加え、株式会社阪急オアシスを新たに評価範囲として、業務プロセスレベルの内部統制の整備・運用状況の評価を実施いたしました。
反社会的勢力への対応については、契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しております。
- 3) 監査を支える体制においては、引き続き、監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフ10名を監査等委員会の要請に基づき配置するとともに、当該スタッフを当社グループ各社の監査役及び内部監査担当として選任しております。

また、監査等委員と代表取締役の会合及び事業戦略、経営企画、財務、システム企画、総務、J-SOXのスタッフとの会合を定期的を実施するとともに、常勤監査等委員がグループ経営会議などの重要な会議に出席しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業年度ごとの業績をベースにして、中長期にわたる適正な財務体質の構築と成長投資に必要なキャッシュフローを勘案しながら安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の連結業績は、「1. 企業集団の現況に関する事項(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおり、イズミヤ株式会社の事業モデル転換に伴う事業構造改革費用や、食品スーパーの店舗等の減損損失をはじめ特別損失を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純損益は大幅な損失となりましたが、当期においては連結営業利益及び連結キャッシュフローが確保できたことを踏まえ、引き続き当期の1株当たり年間配当額につきましては、40円といたします。

注. 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	586,904	(負債の部)	342,270
流 動 資 産	112,116	流 動 負 債	158,139
現金及び預金	25,958	支払手形及び買掛金	43,917
受取手形及び売掛金	44,445	短期借入金	15,000
商品及び製品	27,732	1年内返済予定の長期借入金	18,100
仕掛品	348	リース債務	910
原材料及び貯蔵品	1,607	未払金	21,976
短期貸付金	479	未払法人税等	2,267
未収入金	7,618	商品券	27,872
その他	4,260	賞与引当金	3,953
貸倒引当金	△ 335	役員賞与引当金	90
固 定 資 産	474,788	ポイント引当金	1,951
有 形 固 定 資 産	273,165	店舗等閉鎖損失引当金	78
建物及び構築物	117,976	資産除去債務	90
車輛及び器具備品	14,588	その他	21,930
土地	139,351	固 定 負 債	184,131
建設仮勘定	1,248	社債	20,000
無 形 固 定 資 産	19,168	長期借入金	98,613
のれん	3,305	リース債務	13,806
その他	15,862	繰延税金負債	17,108
投資その他の資産	182,454	再評価に係る繰延税金負債	266
投資有価証券	95,841	退職給付に係る負債	13,993
長期貸付金	7,026	役員退職慰労引当金	164
差入保証金	70,425	商品券等回収引当金	4,233
退職給付に係る資産	60	長期未払金	287
繰延税金資産	10,008	長期預り保証金	9,632
その他	2,020	資産除去債務	3,165
貸倒引当金	△ 2,927	その他	2,858
合 計	586,904	(純資産の部)	244,634
		株 主 資 本	221,732
		資本金	17,796
		資本剰余金	92,650
		利益剰余金	114,184
		自己株式	△ 2,899
		その他の包括利益累計額	21,584
		その他有価証券評価差額金	25,435
		土地再評価差額金	124
		為替換算調整勘定	△ 1,128
		退職給付に係る調整累計額	△ 2,846
		新株予約権	1,312
		非支配株主持分	4
合 計	586,904	合 計	586,904

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		897,289
売 上 原 価		641,253
売 上 総 利 益		256,035
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		244,863
営 業 利 益		11,171
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	169	
受 取 配 当 金	1,314	
そ の 他	2,372	3,855
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	772	
そ の 他	2,424	3,196
経 常 利 益		11,831
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	997	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	693	
負 の の れ ん 発 生 益	17	1,707
特 別 損 失		
減 損 損 失	14,196	
事 業 構 造 改 革 費 用	3,854	
固 定 資 産 除 却 損	1,848	
固 定 資 産 売 却 損	930	
事 業 整 理 損	821	
店 舗 等 閉 鎖 損 失	747	
株 式 交 換 差 損	477	22,875
税金等調整前当期純損失		9,337
法人税、住民税及び事業税		3,550
法人税等調整額		262
当期純損失		13,150
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純損失		13,150

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,796	92,675	132,278	Δ2,995	239,755
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	Δ4,944	—	Δ4,944
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	Δ13,150	—	Δ13,150
自己株式の取得・処分	—	Δ24	—	96	71
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	Δ24	Δ18,094	96	Δ18,022
当期末残高	17,796	92,650	114,184	Δ2,899	221,732

	その他の包括利益累計額							新株 予約権	非支配 株主分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土壌 再評価 額	地価 評価 額	為替換 算調整 勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	42,864	—	124	Δ788	Δ3,591	38,608	1,235	4	279,603	
当期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	Δ4,944	
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	—	—	—	—	—	—	Δ13,150	
自己株式の取得・処分	—	—	—	—	—	—	—	—	71	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	Δ17,429	—	—	Δ339	744	Δ17,024	77	0	Δ16,946	
当期変動額合計	Δ17,429	—	—	Δ339	744	Δ17,024	77	0	Δ34,969	
当期末残高	25,435	—	124	Δ1,128	Δ2,846	21,584	1,312	4	244,634	

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	435,538	(負債の部)	230,149
流 動 資 産	41,718	流 動 負 債	105,961
現金及び預金	11,706	短期借入金	15,000
営業未収金	2,160	1年内返済予定の長期借入金	16,200
前払費用	45	未払金	1,362
短期貸付金	12,204	未払費用	92
1年内回収予定の長期貸付金	17,568	未払法人税等	110
その他	1,383	前受金	135
貸倒引当金	△3,350	預り金	72,930
固 定 資 産	393,820	賞与引当金	109
有 形 固 定 資 産	34,216	役員賞与引当金	19
建物及び構築物	4,163	その他	1
車輛及び器具備品	2,539	固 定 負 債	124,188
土地	27,451	社債	20,000
建設仮勘定	61	長期借入金	97,700
無 形 固 定 資 産	9,549	繰延税金負債	5,878
ソフトウェア	8,415	再評価に係る繰延税金負債	266
施設利用権	21	退職給付引当金	5
ソフトウェア仮勘定	1,112	関係会社事業損失引当金	56
投資その他の資産	350,054	長期未払金	12
投資有価証券	68,391	長期預り保証金	268
関係会社株式	165,868	(純資産の部)	205,389
関係会社出資金	15,955	株 主 資 本	178,147
長期貸付金	109,456	資本金	17,796
差入保証金	142	資本剰余金	92,935
長期前払費用	0	資本準備金	72,495
その他	50	その他資本剰余金	20,440
貸倒引当金	△9,811	利益剰余金	70,315
合 計	435,538	利益準備金	4,429
		その他利益剰余金	65,885
		固定資産圧縮積立金	6,664
		別途積立金	44,054
		繰越利益剰余金	15,167
		自 己 株 式	△ 2,899
		評価・換算差額等	25,928
		その他有価証券評価差額金	25,323
		土地再評価差額金	604
		新 株 予 約 権	1,312
合 計	435,538	合 計	435,538

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金 収 入	3,460	
グ ル ー プ 運 営 負 担 金 収 入	1,495	
シ ス テ ム 使 用 料 収 入	5,799	
不 動 産 賃 貸 収 入	2,438	13,194
営 業 費 用		10,048
営 業 利 益		3,145
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	706	
受 取 配 当 金	1,303	
そ の 他	251	2,261
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	818	
匿 名 組 合 投 資 損 失	512	
そ の 他	315	1,646
経 常 利 益		3,760
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	693	693
特 別 損 失		
関 係 会 社 投 資 等 損 失	3,211	
株 式 交 換 差 損	1,600	
固 定 資 産 除 却 損	19	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1	4,832
税 引 前 当 期 純 損 失		378
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△ 5
法 人 税 等 調 整 額		△ 1,568
当 期 純 利 益		1,196

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

ト ピ ッ ク ス

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自 己 株 式	株 主 本 計
		資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	17,796	72,495	20,464	92,960	4,429	6,686	44,054	18,892	74,063	△ 2,995	181,824
当期変動額											
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△ 4,944	△ 4,944	—	△ 4,944
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	1,196	1,196	—	1,196
自己株式の取得・処分	—	—	△ 24	△ 24	—	—	—	—	—	96	71
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△ 22	—	22	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△ 24	△ 24	—	△ 22	—	△ 3,725	△ 3,748	96	△ 3,676
当期末残高	17,796	72,495	20,440	92,935	4,429	6,664	44,054	15,167	70,315	△ 2,899	178,147

	評価・換算差額等				
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当期首残高	42,764	604	43,368	1,235	226,428
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 4,944
当期純利益	—	—	—	—	1,196
自己株式の取得・処分	—	—	—	—	71
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△17,440	—	△17,440	77	△17,363
当期変動額合計	△17,440	—	△17,440	77	△21,039
当期末残高	25,323	604	25,928	1,312	205,389

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊與政元治 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 杉田直樹 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 弓削亜紀 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊與政元治 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉田直樹 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 弓削亜紀 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、主要な子会社の実地調査に加え子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 監査等委員会

取締役常勤監査等委員 小 西 敏 允 ⑧
社外取締役監査等委員 番 尚 志 ⑧
社外取締役監査等委員 中 野 健二郎 ⑧
社外取締役監査等委員 石 原 真 弓 ⑧

以 上

今期のニュースフラッシュ

● H:O ● 百貨店事業 ● 食品事業 ● 不動産事業 ● その他事業

2019

4月

- 阪急フレッズを阪急阪神ホテルズから承継
- ショッピングセンター「カナートモール和泉府中」が開業、デイリーカナートイズミヤ和泉府中店がオープン



「カナートモール和泉府中」



5月

- SRSホールディングスとの資本業務提携に関する基本合意書を締結
- ココカラファインとの合併会社設立および業務提携に関する基本合意書を締結
- 阪急オアシス福島ふくまる通り57店がオープン
- デイリーカナートイズミヤ新中条店オープン

7月

- 阪急阪神百貨店が中国国外で初めて「ウィーチャットペイスマート旗艦百貨店」に認定

8月

- アズナスをエキ・リテール・サービス阪急阪神から承継
- ショッピングセンター「オアシスタウンキセラ川西」が開業、阪急オアシスキセラ川西店がオープン

10月

- 神戸阪急、高槻阪急が開業



神戸阪急



高槻阪急



11月

- デイリーカナートイズミヤ花園店リニューアルオープン

12月

- ショッピングセンター「洛北阪急スクエア」が開業、デイリーカナートイズミヤ洛北阪急スクエア店がオープン



「洛北阪急スクエア」

- 阪急メンズ東京がオリジナルアプリを配信スタート

2020

3月

- 阪急うめだ本店6階「プレミアムファッション」「ウォッチギャラリー」、7階「HANKYU BEAUTY MAISON」がオープン



「ウォッチギャラリー」

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、阪急阪神百貨店の各店舗は営業時間の短縮等を実施



地域住民に寄り添った百貨店であり続けるために

川西阪急では地域密着型の百貨店として、地元のお店や大学とタッグを組み、旬で定評のある農産物の販売やお客様とともに楽しむワークショップなどを開催しています。2019年11月には「地元文化祭」として地元のお店や川西市吹奏楽団と一緒に楽しいイベントを屋上「サニーガーデン」にて開催。小さなお子さまを連れてご家族を中心にたくさんのお客様が来店され大いに盛り上がりました。



H2Oリテイリンググループの社会貢献活動を行う 一般財団法人H2Oサンタ

H2Oサンタは、「こども支援」をテーマに、地域社会にチャリティーの文化を創造することを目的に、様々な社会課題とその解決に取り組む団体を地域の方にご紹介する活動を行っています。2012年の取り組み開始からみなさまにご協力いただき、支援の輪が広がっています。



◎合言葉は「誰もが誰かのサンタになれる。」

阪急うめだ本店に常設のチャリティーガイドコーナーでは、非常に良い活動をされているのですが、まだ多くの方がご存じでない社会貢献団体をひと月に8団体ずつご紹介しています。2019年10月からは神戸阪急、高槻阪急にも設置場所を増やし、チャリティーの輪を広げる活動がさらに拡大されました。

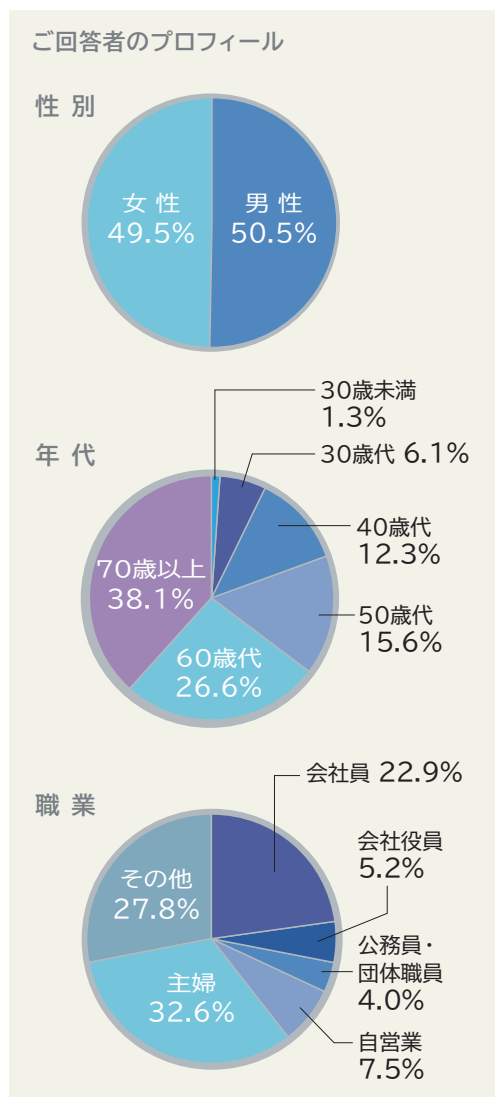


災害支援金 募金実施

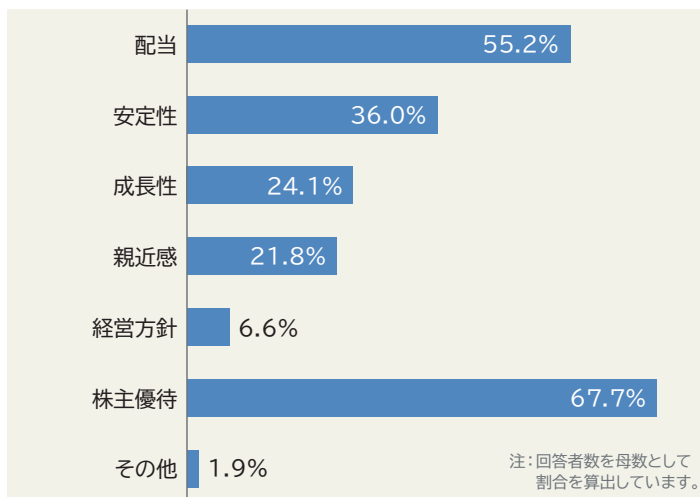
2019年10月に発生した台風19号災害の被災地支援として、10月15日～10月31日まで、阪急阪神百貨店、イズミヤ、阪急オアシス等グループ施設で災害支援金募金を実施しました。集まった募金にH2Oリテイリンググループ各社からの寄付金を加えた4,761,276円を「中央共同募金会 ボランティア・NPO活動サポート募金」へ寄付しました。

株主アンケート結果のご報告

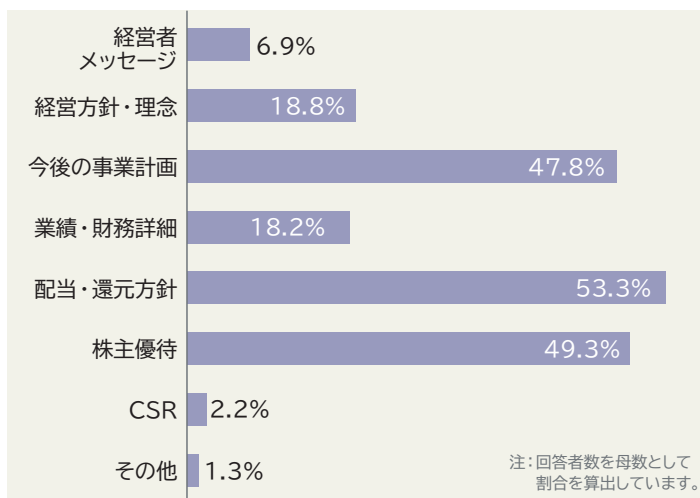
昨年11月に実施いたしました株主アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。
 今回は、4,030通のご回答をいただきました。
 アンケートの結果について、その一部を掲載させていただきます。



●H₂O株式を継続保有するにあたり重視するもの



●当社について知りたいこと



※アンケートの結果やお寄せいただいたご意見・ご要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。

株主メモ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 毎年6月
- 期末配当金
受領株主確定日 3月31日
- 中間配当金
受領株主確定日 9月30日
- 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 特別口座
口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
※旧イズミヤ株式の特別口座口座管理機関は
三井住友信託銀行株式会社となります。
- 同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
〒541-8502
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
TEL 0120-094-777 (通話料無料)
※三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
TEL 0120-782-031 (通話料無料)
- 公告の方法 電子公告により行います。
公告掲載URL
<http://www.h2o-retailing.co.jp/koukoku>
(ただし、電子公告によることができないやむを得ない
事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

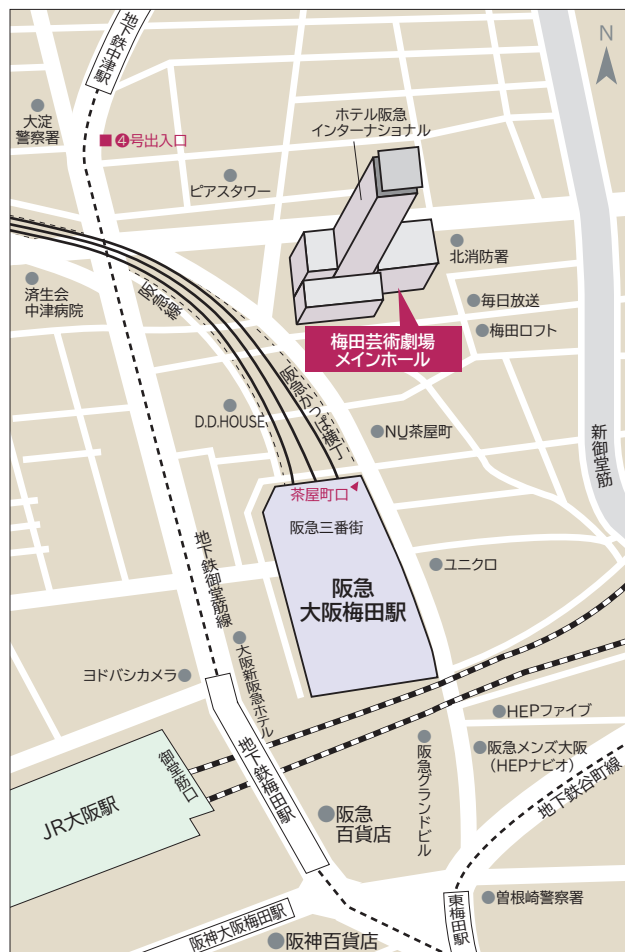
ご注意

- (1) 株主様の住所変更、買取・買増請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- (2) 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行(旧イズミヤ株式)につきましては、三井住友信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。
なお、三菱UFJ信託銀行(旧イズミヤ株式)につきましては三井住友信託銀行の本店でもお取次ぎいたします。
- (3) 配当金の口座振込のご指定につきましても、お手続きは、各口座管理機関を經由してお届けください。
詳しくは各口座管理機関にお問い合わせください。
- (4) 未受領の配当金(旧イズミヤの株式に関する配当金を含む)につきましては、三菱UFJ信託銀行の本店でお支払いいたします。

《株主の皆さまへのお知らせ》

当社では、「定時株主総会決議ご通知」は当社ホームページ (<https://www.h2o-retailing.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>) にて開示させていただいております。

株主総会会場 ご案内図



会場名 梅田芸術劇場 メインホール

場所 大阪市北区茶屋町19番1号

○会場には駐車場・駐輪場がございませんので、
ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

UD FONT
by TypeBank

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。